

平成 23 年度

山梨市公営企業会計決算審査意見書

山梨市監査委員

梨監査第 8 - 2 号
平成 2 4 年 8 月 2 2 日

山梨市長 竹 越 久 高 様

山梨市監査委員 上 矢 敏 郎
山梨市監査委員 大 村 政 啓

平成 2 3 年度山梨市公営企業会計決算の審査意見書について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 2 3 年度
山梨市公営企業会計の審査を行なったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の実施日	1
3	審査の手続き	1
第2	審査の結果	1
1	水道事業会計	2
(1)	業務実績	2
(2)	予算執行状況	3
(3)	損益計算書	5
(4)	財政状況	5
2	病院事業会計	6
(1)	業務実績	6
(2)	予算執行状況	6
(3)	損益計算書	7
(4)	財政状況	7
第3	審査意見	8
1	水道事業	8
2	病院事業	8

(注) 本書において、文中及び表中に表示する比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。従って、合計と内訳の計、差引などが一致しない場合がある。

平成23年度山梨市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

◇決算報告書

平成23年度山梨市水道事業決算報告書

平成23年度山梨市病院事業決算報告書

2 審査の実施日

平成24年7月18日 病院事業会計

平成24年7月25日 水道事業会計

3 審査の手続き

決算報告書及び付属書類などが、地方公営企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているか否かについて審査し、かつ決算諸表の計数の正確性、また企業の経営成績及び財政状況の適正な表示がなされているかについても審査した。さらに、事業の執行が地方公営企業法で定められた経営の基本原則に沿って運営されているかなどについて審査を行なった。

第2 審査の結果

審査に付された水道事業会計及び病院事業会計の決算書並びに決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数はいずれも関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、財政状況及び経営成績についても、適正に表示しているものと認められた。

1 水道事業会計

(1) 業務実績

業務実績年度比較表

区 分	単位	平成23年度	平成22年度	比較増減	前年対比(%)
年度末給水人口	人	30,858	31,036	△ 178	99.4
年度末給水区域内人口	人	31,200	31,378	△ 178	99.4
普及率	%	98.90	98.90	0	100
年度末給水栓数	栓	11,817	11,725	92	100.8
配水量総数	m ³	4,676,596	4,815,810	△ 139,214	97.1
配水量1日平均	m ³	12,778	13,194	△ 416	96.8
配水量1日最大	m ³	15,532	15,529	3	100
有収水量年間	m ³	3,437,298	3,543,644	△ 106,346	97
有収水量1日平均	m ³	9,392	9,709	△ 317	96.7
有収率	%	73.50	73.58	△ 0.08	99.9
給水戸数	戸	10,560	10,527	33	100.3
供給単価	円	155.88	143.53	12.35	108.6
給水原価	円	178.12	169.37	8.75	105.2

平成23年度の配水量総数は、4,676,596m³であり、1日当たりの平均配水量は12,778m³であった。これを前年度と比較すると、配水量総数は139,214m³、1日当たり平均配水量は416m³といずれも減少している。なお、年度末の給水戸数は10,560戸で、前年度と比べ33戸増加、給水人口は30,858人で、前年度に比べ178人減少している。

有収率は73.50%で、前年度と比較すると僅かではあるが0.08ポイント減少している。供給単価は12.35円、給水原価は8.75円とそれぞれ増となった。供給単価が増えた主な要因として、料金改定と有収水量の減少が挙げられる。給水原価の増えた要因としては、有収水量の減少や減価償却費の増加、受水費の責任水源負担などによるものである。また、有収水量の減少の要因として、東日本大震災の影響による節電・節水といった節約によるものと見られる。

今後の水需要を考えると、老朽本管の布設替えの強化を進め有収率を上げるとともに、なお一層の経費節減、安全・安心な飲料水の安定供給に努めてもらいたい。

(2) 予算執行状況

予算に対する決算状況

○ 収益的収支

収益的収入

(単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	対予算現額 収入率
水道事業収益	651,843,000	650,950,270	99.9
営業収益	572,530,000	571,626,647	99.8
営業外収益	79,313,000	79,323,623	100.0

収益的収入は、予算現額651,843,000円に対し、決算額は650,950,270円であった。
予算現額に対する収入率は、99.9%となっている。

収益的支出

(単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	※翌年度 繰越額	不用額	執行率
水道事業費用	650,520,000	640,221,189	0	10,298,811	98.4
営業費用	595,562,000	588,219,556	0	7,342,444	98.8
営業外費用	53,502,000	51,532,913	0	1,969,087	96.3
予備費	987,280	0	0	987,280	0.0
特別損失	468,720	468,720	0	0	100.0

※ 翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

収益的支出は、予算現額650,520,000円に対し、決算額は640,221,189円であった。
予算現額に対する収入率は、98.4%となっている。

○ 資本的収支

資本的収入

(単位：円, %)

科目 \ 区分	予現算額	決算額	対予算現額 収入率
資本的収入	146,248,000	145,109,100	99.2
企業債	80,000,000	80,000,000	100.0
負担金	9,135,000	8,253,000	90.3
国庫補助金	35,253,000	35,253,000	100.0
補償工事負担金	21,860,000	21,603,100	98.8

資本的収入は、予算現額146,248,000円に対し、決算額は145,109,100円である。予算現額に対する収入率は99.2%である。

資本的支出

(単位：円, %)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	※翌年度 繰越額	不用額	執行率
資本的支出	374,970,500	369,755,856	0	5,214,644	98.6
建設改良費	307,801,500	302,587,248	0	5,214,252	98.3
企業債償還額	67,169,000	67,168,608	0	392	100.0

※ 翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

資本的支出は、予算現額374,970,500円に対し、決算額は369,755,856円であった。執行率は98.6%である。

資本的収入が資本的支出に不足する額224,646,756円は、損益勘定留保資金等で補てんされている。

建設改良費の主なものは、国庫補助事業として行なった簡易水道統合整備事業（山梨市簡易水道地域）、残存の石綿管から耐震管に布設替えする石綿管更新事業を実施した。また、市道小原東東後屋敷配水管敷設工事他16路線の工事や東後屋敷第1水源ポンプ更新工事他2箇所の工事を行い、水圧改善と漏水防止に取り組んだ。

企業債は、建設改良費に充てるため、新規に80,000,000円を発行している。期首未償還残額2,142,221,028円のうち67,168,608円を償還したが、新規発行債を加え、期末未償還残額は2,142,221,028円となっている。

(3) 損益計算書

損益計算書比較表

(単位：円，%)

区分	年度	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
収益	水道事業収益	623,868,749	616,392,533	7,476,216	101.2
	営業収益	544,729,111	516,016,899	28,712,212	105.6
	営業外収益	79,139,638	100,375,634	△ 21,235,996	78.8
費用	水道事業費用	626,247,808	613,818,137	12,429,671	102.0
	営業費用	574,268,494	561,498,631	12,769,863	102.3
	営業外費用	51,532,913	51,891,669	△ 358,756	99.3
	特別損失	446,401	427,837	18,564	104.3
当年度純利益		△ 2,379,059	2,574,396	△ 4,953,455	

損益計算は、水道事業収益623,868,749円に対して、水道事業費用は626,247,808円で、当年度純損失は2,379,059円であった。

(4) 財政状況

- ①資産 本年度末の資産合計は5,882,449,191円で、前年度に比べ53,131,863円(0.9%)と僅かに増加している。内訳は、固定資産が5,379,620,762円で前年度に比べ82,566,936円(1.6%)の増加、流動資産が502,828,429円で前年度に比べ29,435,073円(5.5%)の減となっている。
- ②負債 負債総額は73,387,593円で、前年度に比べ19,361,900円(20.9%)減少している。内訳は、固定負債が68,261,493円で前年度と同額だが、流動負債が5,126,100円で、前年度に比べ19,361,900円(79.1%)減少している。
- ③資本 資本総額は5,809,061,598円で、前年度に比べ72,493,763円(1.3%)増加している。内訳は、資本金が3,544,190,832円で、前年度に比べ12,831,392円(0.4%)、剰余金が2,264,870,766円で、前年度に比べ59,662,371円(2.7%)それぞれ増加している。

2 病院事業会計

(1) 業務実績

平成17年4月に指定管理者制度を導入し病院事業会計を廃止したが、総務省の指導により平成20年度より再設置した会計である。会計の概要は、企業債償還金である。

(2) 予算執行状況

予算に対する決算状況

○収益的収支

収益的収入 (単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	対予算現額収入率
病院事業収益	3,921,000	3,922,206	100.0
医業収益	0	0	0.0
医業外収益	3,921,000	3,922,206	100.0

収益的収入は、予算現額3,921,000円に対し、決算額は3,922,206円であった。予算現額に対する収入率は100.0%となっている。

収益的支出 (単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	※翌年度繰越額	不用額	執行率
病院事業費用	3,921,000	3,919,703	0	1,297	100.0
医業費用	3,703,000	3,701,960	0	1,040	100.0
医業外費用	218,000	217,743	0	257	99.9
予備費	0	0	0	0	0.0
特別損失	0	0	0	0	0.0

※ 翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

収益的支出は、予算現額3,921,000円に対し、決算額は3,919,703円であった。執行率は100.0%となっている。

○資本的収支

資本的収入

(単位：円，%)

科目	区分	予現算額	決算額	対予算現額 収入率
資本的収入		8,142,000	7,556,000	92.8
他会計からの補助金		5,642,000	5,156,000	91.4
企業債		2,500,000	2,400,000	96.0

資本的収入は、予算現額8,142,000円に対し、決算額は7,556,000円であった。予算現額に対する収入率は92.8%である。

資本的支出

(単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	※翌年度 繰越額	不用額	執行率
資本的支出		18,201,000	17,158,960	0	1,042,040	94.3
企業債償還額		6,345,000	6,344,485	0	515	0.0
建設改良費		11,856,000	10,814,475	0	1,041,525	91.2

※翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

資本的支出は、予算現額18,201,000円に対し、決算額は17,158,960円であった。執行率は94.3%である。

(3) 損益計算書

損益計算は、病院事業収益3,922,206円に対して、病院事業費用は3,919,703円で、当年度純利益は2,503円であった。

(4) 財政状況

- ①資産 本年度末の資産合計は418,641,781円であった。内訳は、固定資産が418,173,741円、流動資産が468,040円である。
- ②負債 負債総額はなかった。
- ③資本 資本総額は418,641,781円である。内訳は、資本金が458,117,259円、欠損金が39,475,478円である。

3 審査意見

1 水道事業

本年度決算における収益的収支では、2,379,059円の純損失を生じている。原因の主なものとして、営業外収益のうち他会計補助金75,000,000円の減が考えられる。今後も他会計補助金の減額、また、料金改定による使用水量の減少による給水収益の減が考えられるので、効率的な財政運営に加え、新たな手段でより一層の経営の健全化に取り組まれない。

水道は市民生活を支える必要不可欠な生活基盤の施設であることから、引き続き、安心して安全な水道水の安定供給に努められたい。

2 病院事業

平成17年4月より指定管理者制度を導入しているため、今後も指定管理者である山梨厚生病院との連携のもと、十分な医療提供を図り、地域医療の拠点として住民サービスに努められたい。